

北海道テニス協会倫理規程

(目的)

第1条

この規程は、北海道テニス協会（以下「本協会」という。）定款第3条に基づき、本協会の事業活動に参画するもの及び登録する指導者・審判員・選手等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより事業を公正かつ適正に運営し、よって会則第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

この規程は、会則第9条に規定する評議員、理事及び監事、第17条に規定する名誉会長、及び顧問、第22条に規定する本部及び第23条に規定する専門委員会の活動に参加する者（以下「役員等」という）及び第16条に規定する事務局職員並びに本協会及び所属団体に所属する指導者・審判員・選手等に適用する。

(役員等及び職員の基本責務)

第3条

役員等及び職員は、会則第3条に規定する目的を達成するため、本協会の会則及び諸規則に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条

法令及び本協会の定める規則を遵守しなければならない。

2 役員等及び職員は、暴力、ハラスメントおよびドーピング等薬物乱用などの行為を行ってはならない。

3 役員等及び職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

4 役員等及び職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己・特定団体の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

5 役員等及び職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な会計処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

6 役員等及び職員は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

7 役員等及び職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(登録指導者・審判員・選手等の遵守事項)

第5条

本協会が設ける登録制度に登録する指導者・審判員・選手等は、暴力、ハラスメントおよびドーピング等薬物乱用はもとより、本規程並びに本協会の倫理に関する指針に定める該当事項を遵守しなければならない。

2 本協会が主催・主管・協賛する大会及び講習会等に出場する審判員、選手及び帯同するコーチは、ルール・オブ・テニス、J T A公式トーナメント・コード・オブ・コンダクト等 J T Aテニスルールブックに記載している事項を遵守しなければならない。

3 登録指導者・審判員・選手等は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

(違反行為への対応)

第6条 この規程の第2条に規定するものがこの規程に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理・コンプライアンス委員会は調査を行い、この規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、会長に報告を行う。

2 違反行為に対して本協会としての処分が必要と判断された場合、会長は、常務理事会の決議を経て倫理・コンプライアンス委員会に対して事実調査に基づく処分審査を諮ることができる。

3 会長は、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取した上で、別に定める処分手続に関する規程に基づく必要な処分を決定することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 倫理・コンプライアンス委員会の運営を含むこの規程の施行に関し必要な事項は、別に定める細則による。

2. この規定は公益財団法人日本テニス協会倫理規程に準拠する。

3. この規程は、平成28年4月1日より施行する。